

中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるようにし、賃金引上げの環境を整備するため、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(令和3年12月公表)に基づき、公正取引委員会は、
①独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する緊急調査、②下請法上の重点的な立入調査、③法遵守状況の自主点検の要請などの具体的取組を着実に実施。

①緊急調査

- 令和4年3月、対象となる22業種を選定。受注者向け約8万社、発注者向け約3万社の書面調査を実施し、随時立入調査を実施。
- 今後、関係事業者に対し、具体的な懸念事項を明示した文書を送付の上、令和4年12月を目途に、調査結果を取りまとめ・公表。

②重点的な立入調査

- 令和4年5月、対象となる4業種を選定し、重点的な立入調査を実施。
(4業種)
 - ・道路貨物運送業
 - ・金属製品製造業
 - ・生産用機械器具製造業
 - ・輸送用機械器具製造業
- 緊急調査等の立入調査とあわせて277件の立入調査を実施。このうち94件が重点的な立入調査の対象案件。

③自主点検の要請

- 令和4年9月、下請法違反が多く認められる19業種を選定。
- 中小企業庁や事業所管省庁と連名で、関係事業者団体に対し、傘下企業による法遵守状況の自主点検を要請。
- 今後、令和4年11月を目途に、点検結果を取りまとめ・公表。

(令和4年9月末時点)

総合点検の推進

適正な価格転嫁の実現に向けた総合点検に取り組む

- ①転嫁拒否が疑われる事案に対する緊急調査、②重点的な立入調査、③法違反が多く認められる業種における法遵守状況の自主点検など、あわせて29業種（全99業種の約3分の1）に対する価格転嫁対策の重点対応を実施。
 - さらに、下請法の定期書面調査について、6月に親事業者向け7万社に発送し、11月に下請事業者向け30万社に発送。また、隨時立入調査を実施。
- 今後、緊急調査等の結果を踏まえ、下記の転嫁拒否行為を行っている事業者に関して、多数の取引の相手方に対して行っている事案又は過去に繰り返し行っている事案について、独占禁止法に基づき企業名を公表する。
 - 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。
 - 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。
- また、独占禁止法や下請法に違反する事案については、命令、警告、勧告など（これらの措置は企業名公表）、これまで以上に厳正な執行を行う。

○独占禁止法第43条

公正取引委員会は、この法律の適正な運用を図るため、事業者の秘密を除いて、必要な事項を一般に公表することができる。

重点対応 29 業種

番号	業種名	番号	業種名	番号	業種名
1	総合工事業	11	はん用機械器具製造業	21	道路貨物運送業
2	食料品製造業	12	生産用機械器具製造業	22	各種商品卸売業
3	家具・装備品製造業	13	業務用機械器具製造業	23	飲食料品卸売業
4	パルプ・紙・紙加工品製造業	14	電子部品・デバイス・電子回路製造業	24	機械器具卸売業
5	印刷・同関連業	15	電気機械器具製造業	25	各種商品小売業
6	化学工業	16	情報通信機械器具製造業	26	飲食料品小売業
7	窯業・土石製品製造業	17	輸送用機械器具製造業	27	広告業
8	鉄鋼業	18	放送業	28	技術サービス業
9	非鉄金属製造業	19	情報サービス業	29	その他の事業サービス業
10	金属製品製造業	20	映像・音声・文字情報制作業		